

姫路市乗合タクシー運行事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市において乗合タクシー運行事業を実施する者に対し、姫路市乗合タクシー運行事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、交通空白・不便地域の縮減、移動制約者等の移動手段の確保を図り、もって地域住民の利便性及び福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「乗合タクシー運行事業」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第1項の一般乗合旅客自動車運送事業者が、有償により旅客を運送する事業
- (2) 道路運送法第9条の3第1項の一般乗用旅客自動車運送事業者が、同法第21条第2号の許可を受けて、有償により旅客を運送する事業
(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、本市と乗合タクシー運行事業に関する協定を締結した者（以下「事業者」という。）とする。

(交付対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、事業者が前条の協定に基づいて行う乗合タクシー運行事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 乗合タクシー運行事業にかかる運行経費と利用者から領収した運賃の差額
- (2) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の合計額を

限度として市長が別に定める額とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者は、姫路市乗合タクシー運行事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは姫路市乗合タクシー運行事業補助金交付決定書（様式第2号）により、補助金を交付しないと決定したときは書面により、申請者に通知するものとする。

（交付の条件等）

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第10条 第8条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

（交付決定の変更）

第11条 補助事業者は、補助事業を変更しようとするときは、姫路市乗合タクシー運行事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、交付決定の内容を変更し、姫路市乗合タクシー運行事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の遂行状況報告等）

第12条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、速やかに当該状況に関し報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに姫路市乗合タクシー運行事業遂行困難状況報告書（様式第5号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の中止及び廃止）

第13条 補助事業者は、当該補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、姫路市乗合タクシー運行事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の姫路市乗合タクシー運行事業中止（廃止）申請書の提出があった場合において、当該補助事業の中止又は廃止を承認するときは、その旨を姫路市乗合タクシー運行事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、交付決定に係る補助事業が終了したときは、速やかに姫路市乗合タクシー運行事業実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、当該実績報告に係る書類を審査し、補助金の額を確定し、姫路市乗合タクシー運行事業補助金額確定通知書（様式第9号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額が、第8条又は第10

条第2項の規定により通知された額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第16条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定した場合において、補助金の交付を受けようとするときは、姫路市乗合タクシー運行事業補助金請求書（様式第10号）に必要書類を添付して、市長に請求するものとする。

（概算払）

第17条 市長は、前条の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、姫路市乗合タクシー運行事業補助金請求書を市長に提出しなければならない。

（補助事業の遂行）

第18条 補助事業者は、交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

（調査及び措置）

第19条 市長は、補助事業を適切に執行させるため、必要に応じ、補助事業者について調査をすることができる。

2 市長は、当該補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に命ずることができる。

（交付決定の取消し）

第20条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行った場合には、その旨を姫路市乗合タクシー運行事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第21条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを行った場合は、当該取り消した部分に係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（延滞利息）

第22条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

（補助金の経理等）

第23条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る経理について、その収支状況を明らかにするため、他の経理と明確に区別した帳簿等を備えておかなければならない。

2 前項の帳簿及び当該補助金の経理に係る証拠書類は、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（補則）

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）の関係規定によるほか、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月6日から施行する。